

## 国指定知床鳥獣保護区の更新について

知床半島は、シマフクロウやオオワシ、ヒグマなど約 300 種あまりの多様な動物相が見られ、国内希少野生動植物種に指定されている鳥類の生息地にもなっています。当該地域の自然生態系は、周辺海域を含めて原始的な様相を保って維持されており極めて多様性の高いものとなっています。これらのことから当該地域について、鳥獣の保護等を目的として、国指定知床鳥獣保護区に指定しています。

当該鳥獣保護区については、令和 3 年に鳥獣保護区の更新年を迎えることから、更新に向けた情報整理、関係機関等との調整等を実施しているところです。

○現行の国指定知床鳥獣保護区の概要

## ・指定期間

平成 13 (2001) 年 11 月 1 日から令和 3 (2021) 年 10 月 31 日 (20 年間)

## ・指定面積

鳥獣保護区 : 44,053 ha

特別保護地区 : 23,630 ha

特別保護指定区域 : 1,156 ha

※区域など詳細については別紙指定計画書等参照。

## ○【参考】鳥獣保護区での行為規制など

| 区分                   | 制度の概要  | 規制の概要   | 存続期間                 |
|----------------------|--|---|----------------------|
| 鳥獣保護区<br>(法第 28 条)   | 鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。   | ・狩猟による捕獲が認められない<br>※別途許可による捕獲は可能  | 20 年以内<br>(期間更新可能)   |
| 特別保護地区<br>(法第 29 条)  | 鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。                     | 【要許可行為】<br>・工作物の新築等<br>・水面の埋立、干拓<br>・木竹の伐採<br>※1ha 以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。 | 鳥獣保護区の存続期間の範囲内       |
| 特別保護指定区域<br>(令第 2 条) | 特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するもの。 | 【要許可行為】<br>・植物の採取、動物の捕獲等<br>・火入れ又はたき火<br>・車馬の使用<br>・動力船の使用<br>・犬等を入れること<br>・撮影、録画等<br>・野外レクリエーション等  | 特別保護地区において、区域と期間を定める |

※引用条文は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等より